

(その1)

収支報告書

会計	繰越	繰算	転入			
⑦	⑦	③	⑦	⑦	⑦	⑦
令和6年分 開催分						

(ふりがな) ねもとたくのかい

1 政治団体の名称 根本拓の会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1213号

3 代表者の氏名 (姓) (名)
根本 拓

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
六角 陽佳

事務担当者の氏名

(姓) (名)
林 美奈子

(電話) 03-3508-7312

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☒ 2以上の都道府県の区域等 | ☐ 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☒ 有 |
| ☐ 無 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 資金管理団体の届 (姓) (名) |
| 出をした者の氏名 根本 拓 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名 根本 拓 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (現職) |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名(2人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |
| 公職の候補者 (姓) (名) |
| の氏名(3人目) |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

令和6年9月30日から
令和6年12月31日まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年9月30日から
令和6年12月31日まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

7.7.14

3163号

7.5.28

東京都選挙管理委員会
事務局

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	11,260,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	11,260,000
支 出 総 額	421,699
翌年への繰越額	10,838,301

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	9,260,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	11,260,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	11,260,000	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	9,260,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	9,260,000
支 出 総 額	421,699
翌年への繰越額	8,838,301

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	9,260,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	9,260,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	9,260,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	前澤友規	50,000	R6/10/4	東京都港区南麻布2-3-11	弁護士	
2	宮澤 哲	100,000	R6/10/4	東京都世田谷区南烏山2-30-13	弁護士	
3	梅林 啓	100,000	R6/10/4	東京都港区三田3-5-27	弁護士	
4	鈴木悠介	100,000	R6/10/4	東京都文京区千駄木1-23-2	弁護士	
5	水島 淳	1,000,000	R6/10/4	東京都中央区日本橋人形町1-12-11	弁護士	
6	臼杵弘宗	100,000	R6/10/4	東京都目黒区緑が丘一丁目15-16	弁護士	
7	角田龍哉	100,000	R6/10/4	千葉県浦安市美浜1-3	弁護士	
8	大井悠紀	500,000	R6/10/4	東京都港区白金6-4-3-1007	弁護士	
9	福島惇央	100,000	R6/10/5	3141-A Lewiston Ave, Berkeley, California, USA, 94705	弁護士	
10	村田知信	100,000	R6/10/5	#14-04 Clift, 21 McCallum St, Singapore 069047	弁護士	
11	野田昌毅	500,000	R6/10/6	東京都港区南青山6-1-13	弁護士	
12	若林順子	100,000	R6/10/6	東京都江東区深川1-4-2	弁護士	
13	三村まり子	500,000	R6/10/6	東京都中野区東中野5-2-13	弁護士	
14	佐々木悠輔	100,000	R6/10/7	宮城県仙台市青葉区川内澱橋通12-15	弁護士	
15	飯塚 啓	200,000	R6/10/7	東京都渋谷区西原2-36-20	弁護士	
	こ の 頁 の 小 計	3,650,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
16	数井 航	100,000	R6/10/7	東京都練馬区光が丘5-2-5	弁護士	
17	富松由希子	100,000	R6/10/7	東京都新宿区白銀町18	弁護士	
18	伊藤剛志	200,000	R6/10/7	東京都江東区扇橋2-7-4	弁護士	
19	玉虫香里	100,000	R6/10/7	3141-A Lewiston Avenue, Berkeley, CA, 94705 U.S.A.	弁護士	
20	中島和穂	200,000	R6/10/7	東京都杉並区荻窪三丁目40番25号	弁護士	
21	濱田啓太郎	500,000	R6/10/8	東京都渋谷区初台2-25-1	弁護士	
22	田中伸弘	200,000	R6/10/9	東京都港区高輪1-2-6	弁護士	
23	中井成紀	50,000	R6/10/9	東京都新宿区西早稲田2-6-1	弁護士	
24	伊藤鉄男	300,000	R6/10/9	東京都世田谷区代沢1-29-5	弁護士	
25	上野 元	200,000	R6/10/9	東京都目黒区東山2-15-20	弁護士	
26	谷川達也	200,000	R6/10/9	東京都港区南麻布3-5-13	弁護士	
27	熊谷 匠	250,000	R6/10/9	東京都目黒区上目黒2-41-14	自営業	
28	新家 寛	200,000	R6/10/10	東京都豊島区駒込4-13-4	弁護士	
29	上野太資	10,000	R6/10/10	345 E Ohio St Apt #1108 Chicago, IL 60611 United States	弁護士	
30	宇野伸太郎	200,000	R6/10/10	福井県大野市元町12-1	弁護士	
	こ の 頁 の 小 計	2,810,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
31	南 賢一	500,000	R6/10/12	東京都杉並区久我山2-15-3	弁護士	
32	桜田雄紀	200,000	R6/10/12	東京都渋谷区富ヶ谷2丁目5番16号	弁護士	
33	山下史生	30,000	R6/10/13	札幌市中央区南2条西12丁目323番地4	弁護士	
34	日和優人	100,000	R6/10/17	北海道札幌市西区八軒3条東2丁目8番3号	弁護士	
35	佐藤詔子	50,000	R6/10/17	東京都荒川区西日暮里2-51-1	弁護士	
36	長野脛士	100,000	R6/10/17	東京都港区赤坂2-17-50-2803	弁護士	
37	阿部次郎	100,000	R6/10/21	東京都渋谷区西原3-44-12	弁護士	
38	齋藤 崇	500,000	R6/10/22	東京都文京区湯島2-12-5	弁護士	
39	根本剛史	100,000	R6/10/27	東京都文京区本駒込2-28-53	弁護士	
40	平家正博	300,000	R6/10/28	東京都武蔵野市中町2-1-15	弁護士	
41						
	こ の 頁 の 小 計	1,980,000				
	そ の 他 の 寄 附	820,000				
	合 計	9,260,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	自由民主党福島県第二選挙区支部	2,000,000	R6/9/30	福島県郡山市咲田1-2-1-103	根本 拓	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	26,744	0	
(4) 事 務 所 費	17,495	0	
小 計	44,239	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	377,460	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	377,460	0	
合 計	421,699		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	新聞購読料	20,840	R6/12/12	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2丁目6番8号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
	こ の 頁 の 小 計	20,840				
	そ の 他 の 支 出	5,904				
	合 計	26,744				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	放送受信料	17,495	R6/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南1-6-12渋谷コロンバ ンビル2階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
	こ の 頁 の 小 計	17,495				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	17,495				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	冷蔵庫代	47,040	R6/11/10	コジマ×ビックカメラ和光店	埼玉県和光市白子1-8-5	
2	液晶ディスプレイ	27,980	R6/11/15	イートレンド楽天市場店	東京都千代田区外神田5-1-15	
3	コーヒー代	11,556	R6/11/19	ネスレネスプレッソ株式会社	東京都品川区東五反田2-10-2	
4	ワイシャツ代	40,900	R6/11/28	コルテーゼ日本橋株式会社伊達屋	東京都中央区東日本橋2-8-9	
5	パーティー会費	20,000	R6/12/6	「新潮流シンポジウム」事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館614号室	
6	会合代	13,641	R6/12/11	ザ・ホテルエ・グループ赤坂株式会社	東京都港区赤坂1-12-33	
7	コーヒー代	10,476	R6/12/13	ネスレネスプレッソ株式会社	東京都品川区東五反田2-10-2	
8	会合代	11,690	R6/12/17	株式会社ニュートキョー衆議院第二議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館地下1階	
9	パーティー会費	20,000	R6/12/23	衆議院議員谷公一君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2-810号室	
10						
11						
12						
	こ の 頁 の 小 計	203,283				
	そ の 他 の 支 出	174,177				
	合 計	377,460				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 20日

政治団体の名称

根本拓の会

会計責任者の氏名

六角

陽佳音

代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月15日

根本拓の会
代表 根本拓 殿

登録政治資金監査人 川本 健二
登録番号 第5886号
研修修了年月日 令和4年11月21日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、根本拓の会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、根本拓の会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

根本拓の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、根本拓の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上